

**福島復興風力株式会社**  
**「(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価準備書」に係る審査書**

電気事業法46条の5の規定に基づき、平成29年5月31日付けで福島復興風力株式会社より届出された「(仮称)阿武隈風力発電事業環境影響評価準備書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(3)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 準備書についての意見の概要及び事業者の見解 \* 平成29年8月1日
- (2) 福島県知事意見 \* 平成29年11月2日
- (3) 環境大臣意見 \* 平成29年12月22日
- (4) 環境審査顧問会風力部会(第14回、第19回)  
\*平成29年8月31日(1回目) 平成29年12月22日(2回目)

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・福島県のコンソーシアムの事業なので、他事業者と連携して累積的影響を検討する必要がある。	・評価書作成時に他事業者の状況を確認して累積的影響を検討する。
・知事意見において、「水生生物について、大規模な変化があり、谷筋への濁水の流入について予測不可能な部分があるので事後調査を実施すること」との意見があるが、これへの対応は。	・事後調査において、河川等での放射性物質濃度の調査を実施するため、その際に併せて河川の水質調査の中でSSも事後調査する。

(1)～(4)の資料については、下記URLを参照。

[http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety\\_security.html#kankyo\\_furyoku](http://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/safety_security.html#kankyo_furyoku)

## 2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、福島県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。